

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則

平成二十一年六月 二日 (三重県規則第五十二号)

平成二十二年九月十四日 (三重県規則第四十四号) 改正

三重県知事 野 呂 昭 彦

(趣旨)

第一条 この規則は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成二十年法律第八十七号。以下「法」という。)、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成二十一年政令第二十四号)及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成二十一年国土交通省令第三号。以下「省令」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録住宅性能評価機関による審査)

第二条 法第五条第一項から第三項までの規定による認定又は法第八条第一項若しくは第九条第一項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、あらかじめ、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関(次条第七号において「登録住宅性能評価機関」という。)により、申請に係る長期優良住宅建築等計画(法第五条第一項に規定する長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。)が法第六条第一項各号に掲げる基準(第十一条において「認定基準」という。)に適合しているかどうかの審査を受けることができる。

(知事が必要と認める図書)

第三条 省令第二条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 法第五条第一項若しくは第二項の規定による認定又は法第八条第一項若しくは法第九条第一項の規定による変更の認定の申請にあつては、維持保全計画書(第一号様式)
 - 二 建築をしようとする住宅又はその部分が、登録住宅型式性能認定等機関(品確法第四十四条第三項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下この号及び次条第一号において同じ。)が行う住宅型式性能認定(品確法第三十一条第一項に規定する住宅型式性能認定をいい、登録住宅型式性能認定等機関が行うこれと同等の確認を含む。)を受けた型式に適合するものである場合にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成十二年建設省令第二十号)第四十一条第一項に規定する住宅型式性能認定書をいい、登録住宅型式性能認定等機関が交付するこれと同等の確認書を含む。次条第一号において同じ。)の写し
 - 三 建築をしようとする住宅又はその部分が、品確法第四十条第一項に規定する認証型式住宅部分等である場合にあつては、当該認証型式住宅部分等に係る型式住宅部分等製造者認証書(住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第四十五条第一項に規定する型式住宅部分等製造者認証書をいう。)の写し
 - 四 長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準(平成二十一年国土交通省告示第二百九号。次条において「告示」という。)第三に定める長期使用構造等とするための措置と同等以上の措置が講じられていることの審査を要する場合にあつては、当該措置が講じられている旨を説明した図書(登録試験機関(品確法第五十九条第一項に規定する登録試験機関をいう。以下同じ。)が行う品確法第五十八条第一項に規定する特別評価方法認定のための審査に係る特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験、分析又は測定(登録試験機関が行うこれと同等の試験を含む。以下この号において「試験等」という。)を受けた場合にあつては、当該特別の建築材料若しくは構造方法又は特別の試験方法若しくは計算方法に関する試験等の結果の証明書)
 - 五 第五条第二号から第四号までの区域(同条第三号に掲げる区域にあつては、景観法(平成十六年法律第一百十号)第十六条第七項各号に掲げる行為に該当する場合を除く。)内にあつては、建築をしようとする住宅が当該各号で定める計画及び協定に適合することを証する書面の写し
 - 六 建築をしようとする住宅が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項に規定する確認を受けたものである場合にあつては、その旨を証する書面の写し
 - 七 前条による審査を受けた場合にあつては、登録住宅性能評価機関が交付する適合証
 - 八 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、同項第二号から第四号までに掲げる書類については、当該書類の写しを知事が有しており、法第六条第一項の認定の公正かつ的確な実施に支障がないと認めるときは、その提出を省略することができる。
- (知事が不要と認める図書)

第四条 省令第二条第三項の知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第二号の住宅型式性能認定書の写しの提出があった場合に、当該住宅型式性能認定書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認定又は確認を受けた型式に係るものに限る。）において住宅性能評価（品確法第五条第一項に規定する住宅性能評価をいう。次条において同じ。）の申請において明示することを要しない事項（登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書と同等の確認書においては、長期優良住宅建築等計画の認定の申請において明示することを要しない事項）として指定された事項が、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書
- 二 前条第三号の型式住宅部分等製造者認証書の写しの提出があった場合に、当該型式住宅部分等製造者認証書（告示に定める基準以上の性能を有する旨の認証を受けた品確法第三十三条第一項に規定する型式住宅部分等に係るものに限る。）において住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定された事項が、省令第二条第一項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項のすべてを満たすこととなるときは、当該図書
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が法第六条第一項の認定の公正かつ的確な実施に支障がないものと認める書類

（居住環境の維持及び向上への配慮に関する認定基準）

第五条 法第六条第一項第三号に規定する居住環境の維持及び向上に配慮されたものであることの基準は、次に掲げるものとする。

- 一 建築をしようとする住宅が、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第六項に規定する都市計画施設の区域外にあること。
- 二 都市計画法第四条第九項に規定する地区計画等の区域にあつては、建築をしようとする住宅が、当該地区計画等に適合すること。
- 三 景観法第八条第一項に規定する景観計画の区域にあつては、建築をしようとする住宅が、当該景観計画に適合すること。
- 四 景観法第八十一条第一項に規定する景観協定の区域にあつては、建築をしようとする住宅が、当該景観協定に適合すること。
- 五 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六十九条に規定する建築協定の区域のうち知事が指定する区域にあつては、建築をしようとする住宅が、当該建築協定に適合すること。
- 六 前各号に定めるもののほか、知事が別に定める基準

（構造計算適合性判定の実施）

第六条 知事は、法第六条第二項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出を受けた場合において、建築基準法第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下この項において「構造計算適合性判定」という。）を要する住宅に係る長期優良住宅建築等計画について法第六条第一項（法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定をするときは、建築基準法第十八条の二第一項の規定による指定を受けた者に対し、構造計算適合性判定を求めるとする。

2 前項の場合において、省令第二条第一項又は第八条の申請書の提出部数は、正本一通及び副本二通とする。（認定長期優良住宅の建築工事の完了報告）

第七条 法第十条に規定する認定計画実施者（第十条において「認定計画実施者」という。）は、法第十条第二項に規定する認定長期優良住宅の建築工事が完了したときは、速やかに、認定長期優良住宅建築等計画（法第九条第一項に規定する認定長期優良住宅建築等計画をいう。以下同じ。）に基づく住宅の建築工事が完了した旨の報告書（第二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の認定計画実施者は、あらかじめ、認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認書（第三号様式）により建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二条第一項に規定する建築士をいい、この項の規定による確認の対象となる住宅が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限る。）による認定長期優良住宅建築等計画に従って建築工事が行われた旨の確認を受け、当該確認書の写しを前項の報告書に添えなければならない。

（住宅の建築又は維持保全の取りやめの申出）

第八条 法第十四条第一項第二号の申出は、認定長期優良住宅建築等計画に基づく住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の申出書（第四号様式）に省令第六条又は第九条の通知書を添えて知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第九条 法第五条第一項から第三項まで、第八条第一項、第九条第一項又は第十条の申請を行った者が、当該申請に係る処分があるまでの間に当該申請を取り下げようとするときは、長期優良住宅建築等計画の認定申請取下届(第五号様式)により、正一部及び副一部を知事に届け出なければならない。

(軽微な変更)

第十条 認定計画実施者は、省令第七条に規定する軽微な変更をしようとするときは、軽微な変更届(第六号様式)により、正一部及び副一部を知事に届け出なければならない。

(認定しない旨の通知)

第十一条 知事は、法第五条第一項から第三項まで、第八条第一項又は第九条第一項の規定による認定の申請に係る計画が認定基準に適合しないと認めるときは、長期優良住宅建築等計画を認定しない旨の通知書(第七号様式)により申請者に通知するものとする。

(地位の承継を承認しない旨の通知)

第十二条 知事は、法第十条の規定による承認の申請を承認しないときは、認定長期優良住宅建築等計画に係る地位の承継を承認しない旨の通知書(第八号様式)により申請者に通知するものとする。

(改善命令)

第十三条 法第十三条第一項及び第二項に規定する改善命令は、認定長期優良住宅建築等計画に関する改善命令書(第九号様式)により行うものとする。

(認定の取消し)

第十四条 法第十四条第二項の規定による計画の認定の取消しの通知は、同条第一項第一号に該当する場合にあつては、認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書(第十号様式)により、同項第二号に該当する場合にあつては、取りやめの申出に基づく認定長期優良住宅建築等計画の認定取消通知書(第十一号様式)により行うものとする。

附 則

1 この規則は、平成二十一年六月四日から施行する。